

## □拡声機に係る音量基準及び遵守事項

公共のために使用する場合及び下記の基準等を遵守して行われる商業宣伝を目的として使用する場合、その他規則で定める場合（適用除外欄）を除き、何人も直接に屋外に騒音を発する状態で拡声機を使用することはできません。（条例第.129 条、第.130 条関係）

商業宣伝を目的とする拡声機の使用禁止区域等	<p>1 次の区域において、拡声機を使用してはならない。</p> <p>(1)第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域及びその周囲 30m 以内(遵守事項を守って自動車による等移動して拡声機を使用する場合を除く。)</p> <p>(2)学校又は病院の敷地の周囲 30m 以内</p> <p>2 航空機から機外に向けて拡声機を使用してはならない。</p>
商業宣伝を目的とする拡声機の使用に係る遵守事項	<p>1 午後 7 時から翌日の午前 8 時までの間は、拡声機を使用しないこと。</p> <p>2 拡声機を使用するときは、使用時間は、1 回 10 分以内とし、1 回につき 15 分以上の休止時間をおくこと(同一場所において使用する場合に限る。)</p> <p>3 幅員 5m(自動車による等移動して拡声機を使用する場合にあっては 4m)未満の道路において拡声機を使用しないこと。</p> <p>4 拡声機(携帯用の拡声機を除く。)の間隔は、50m 以上とすること。..</p> <p>5 地上 10m 以上の位置で拡声機を使用しないこと。</p> <p>6 地上 5m 以上の位置で拡声機(携帯用の拡声機を除く。)を使用するときは、拡声機は、道路方向に平行にし、かつ、水平方向から下方.. 30 度から 45 度までの角度で使用すること。</p> <p>7 拡声機から発する音量は、別表に掲げる音量の範囲内とすること。</p>
適用除外	<p>1 祭礼、盆おどりその他の地域慣習となっている行事に伴い別表の音量の範囲内で午前 8 時から午後 11 時までの間に使用する場合</p> <p>2 集団の整理誘導等のために使用する場合</p>

### 別表

区域の区分		音源直下から 10m の地点における音量(単位：d B)
第一種区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一種低層住居専用地域</li> <li>・ 第二種低層住居専用地域</li> <li>・ 第一種中高層住居専用地域</li> <li>・ 第二種中高層住居専用地域</li> <li>・ 第一種住居地域</li> <li>・ 第二種住居地域</li> <li>・ 準住居地域</li> <li>・ 田園住居地域</li> </ul>	55
第二種区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣商業地域</li> <li>・ 商業地域</li> <li>・ 準工業地域</li> <li>・ 工業地域</li> </ul>	60